

第 18 号議案

区長の権限に属する事務の委任等に関する条例
上記の議案を提出する。

平成 23 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

区長の権限に属する事務の委任等に関する条例

(委任)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 180 条の 2 の規定に基づき、区長は、次の事務を足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任する。

- (1) 子ども施策の総合的推進及び調整に関すること。
- (2) 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。
- (3) 私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校等に関すること。
- (4) 認定こども園に関すること。
- (5) 次世代育成支援行動計画に関すること。
- (6) 保育に関すること。

(協議)

第 2 条 教育委員会は、委任事務のうち特に重要又は異例に属する事項を執行する場合は、区長と協議しなければならない。

(補則)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(足立区立幼保園条例の一部改正)

2 足立区立幼保園条例（平成 15 年足立区条例第 39 号）の一部を

次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「足立区保育所の保育の実施に関する条例（昭和 6 2 年足立区条例第 1 1 号。以下「保育実施条例」という。）第 2 条」を「足立区における保育の実施等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第 号。以下「保育実施条例」という。）第 5 条」に改める。

第 4 条第 2 項を削る。

第 8 条第 1 項第 1 号中「第 4 条」を「第 1 6 条、第 1 8 条及び第 2 0 条」に、同項第 2 号中「第 4 条」を「第 1 6 条」に改める。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（事務の委任）

第 1 1 条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。

2 足立区教育委員会は、第 4 条に定める育成事業を推進するために、区長に協力を求めることができる。

（足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例の一部改正）

3 足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例（平成 1 7 年足立区条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

（ 1 ） 足立区における保育の実施等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第 号）第 2 条第 4 号に規定する区立保育所等第 3 条各号列記以外の部分中「区長」を「区長又は教育委員会」に改める。

（足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例の一部改正）

4 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例（平成 1 6 年足立区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(事務の委任)

第 8 条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 39 年足立区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の項を削る。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区子育て支援サービス利用者負担 適正化審議会	日額 7, 000 円
-----------------------------	-------------

(足立区こども家庭支援センター条例の一部改正)

- 6 足立区こども家庭支援センター条例（平成 13 年足立区条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

(事務の委任)

第 17 条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。

(足立区福祉サービス苦情等解決委員会条例の一部改正)

- 7 足立区福祉サービス苦情等解決委員会条例（平成 12 年足立区条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「区長」を「区長又は教育委員会」に改める。

(足立区立幼保園条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に付則第 2 項から前項まで（第 5 項を除く。）の規定による改正前の足立区立幼保園条例、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例、足立区こども家庭

支援センター条例、足立区福祉サービス苦情等解決委員会条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定により区長が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの又は旧条例の規定により区長に対してされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれ付則第２項から前項まで（第５項を除く。）の規定による改正後の足立区立幼保園条例、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例、足立区こども家庭支援センター条例、足立区福祉サービス苦情等解決委員会条例の規定により教育委員会が行った処分その他の行為又は教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

区長の権限に属する事務を教育委員会に委任するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。